

議案第44号

三朝町個人情報保護条例の一部改正について

次のとおり三朝町個人情報保護条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成29年6月8日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町個人情報保護条例の一部を改正する条例

三朝町個人情報保護条例（平成12年三朝町条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項、号及び号の細目の表示に下線が引かれた条、項、号及び号の細目（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合にあっては、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項、号及び号の細目の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章 略 第5章 補則（第32条～ <u>第36条</u> ） 附則 (定義)	目次 第1章～第4章 略 第5章 補則（第32条～ <u>第37条</u> ） 附則 (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第2条第3項に規定する政令で定めるものをいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができることとなり特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人その他の団体に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の機関としての情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

(3) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）及び地

(3) 要配慮個人情報 行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(4) 略

(実施機関等の責務)

第3条 略

2 実施機関及びその職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用にあたり、個人の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

第5条 削除

(個人情報の収集の方法及び制限)

第7条 略

2 略

3 実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(苦情の処理)

第32条 略

方公共団体を除く。)及び事業を営む個人をいう。

(4) 略

(実施機関等の責務)

第3条 略

2 実施機関及びその職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、この条例の適用にあたり、個人及び事業者の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する町の施策に協力するとともに、その事業に関し、個人情報を適正に取り扱い、個人の権利利益を不当に害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の収集の方法及び制限)

第7条 略

2 略

3 実施機関は、思想、信条及び信仰に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1)及び(2) 略

(苦情の処理)

第32条 略

2 町長は、事業者による個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、適正かつ速やかに、これを処理するよう努めなければならない。

3 町長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は個人情報の適正な取扱いについての助言若しくは指導をすることができる。

(国、独立行政法人等又は他の地方公共団体との協力)

第33条 町長は、事業者による個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体に対して協力を要請し、又は国、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(運用状況の公表)

第33条 略

(出資法人の個人情報保護)

第34条 略

(適用除外等)

第35条 略

(委任)

第36条 略

(運用状況の公表)

第34条 略

(出資法人の個人情報保護)

第35条 略

(適用除外等)

第36条 略

(委任)

第37条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。